

環境技術実証モデル事業化学物質に関する簡易モニタリング 技術分野における対象の見直しについて

1. 環境技術実証モデル事業簡易モニタリング技術分野の概要

- ・ 環境技術実証モデル事業化学物質簡易モニタリング技術分野は、一般環境モニタリングの現場においての利用可能性について、実証を進めてきた。
- ・ これまで、抗原抗体反応を応用した酵素標識免疫測定法（ELISA 法）を、具体的な対象技術としてきた。

2. これまでの実績と課題となった事例

・ 実証状況（参考）

平成 16～17 年度は、4 社 17 キットが採択された。16 年度の 8 キットは全て実証が終了し、17 年度は、8 キットが実証中であり、1 キットは申請を取り下げた。

課題が明らかとなった事例

対象技術として申請されたキットは、競合阻害を示す物質についても極めて高い交差反応性を有するものであったが、実証を開始した当初は、この交差反応性を示すアンタゴニストは、環境試料中には共存しないと考えられた。このため、実証試験を開始した。

しかしながら、アンタゴニストが一般環境中に存在することを示す論文が報告されていることが明らかとなり、当該キットは、一般環境モニタリングの現場において、利用ができないものであることが判明した。この時点で、申請者は、自主的に実証申請を取り下げた。

3. 制度適用上の課題

- ・ 実証対象技術の申請に際し、申請者に対して、能書に記載された事項以外の知見の提供まで求める制度にはなっていないため、本事業の主旨に沿わない技術についても、実証を開始することとなってしまうことが懸念される。
- ・ 実証機関に求めているのは、実証試験そのものであって、活用に関する知見を収集することまでは課されていないため、本事業の主旨に沿わない技術についても実証を終了してしまうことが懸念される。
- ・ 実証中に、技術上の問題が明らかとなった場合に、実証を中止すべきか否かについて、明確な基準を整理できる状況ではないため、技術実証委員会や、ワーキンググループに判断を求めることは困難である。
- ・ 実証後に、技術上の問題が明らかとなった場合であっても「実証」したことを以て、ロゴマークの使用を続けられるため、本事業の主旨に沿わない技術であることが明らかとなった後、現行では、ロゴマークの表示を止めさせることができない。
- ・ すでに、公布しているロゴマークは、使用期限が設定されていないため、新たな知見を踏まえた見直しがなされる制度となっていない。

4. 今後の対応案

制度運用上

- ・ 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野として、「ELISA 法」については当面見合わせる。

公布したロゴマークについて

- ・ 平成 16 年度に実証した技術のロゴマークについては、今後、新たな印刷は行わないことを要請する。一方、実証がなされたという事実を能書に標記することは認める。

現在、実証をしている技術への対応

- ・ 平成 17 年度に実証した技術については、ロゴマークの公布は行わないこととする。一方、実証がなされたという事実を能書に標記することは認める。

(参考)

酵素標識免疫測定法 (ELISA 法) における実証事例

平成 16 年度申請キット	実証機関	状況
アトラジンキット (マイクロプレート法)	愛知	実証済
高感度フェニトロチオン測定キット	愛知	実証済
PCB EIA System	兵庫	実証済
環境汚染診断薬エコロジーナ陰イオン界面活性剤 LAS ELISA キット (マイクロプレート法)	兵庫	実証済
環境汚染診断薬エコロジーナルキルフェノール(AP)ELISA キット	山口	実証済
イソキサチオン測定キット	山口	実証済
マラチオン測定キット	山口	実証済
イソプロチオラン測定キット	山口	実証済

平成 17 年度申請キット	実証機関	状況
イミダクロプリド測定キット E	岩手	実証中
グリフォサート ELISA キット	山口	実証中
イプロジオン測定キット E	愛知	実証中
カルバリル測定キット E	兵庫	実証中
ピテルタノール測定キット E	鳥取	実証中
フルトラニル測定キット E	鳥取	実証中
クロロタロニル測定キット E	名古屋	実証中
ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)ELISA キット	名古屋	実証中
環境中アルキルフェノール類自動免疫測定システム	山口	実証申請取下